

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の事務処理について

工事名	道路メンテナンス事業 市道日當平線日當平橋修繕工事(7-1工区)
担当課	吹上支所 産業建設課

この工事は、建設リサイクル法の対象工事(予定)であるため、落札後、請け負おうとする者は、分別解体等の計画について、契約前に書面にて工事発注担当課に説明する必要があります。

なお、工種によっては、請負金額が対象工事の基準を下回った場合、対象外となる場合がありますので、落札後、説明を行う前に、対象工事であるか否かについて、工事発注担当課に確認してください。

対象工事については、契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を記載する必要があります。

工事発注担当課に確認した結果、対象工事でない場合、契約前に工事発注担当課に説明する必要はありません。また、契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を記載する必要はありません。

【建設リサイクル法の対象工事】

特定建設資材(コンクリート、鉄及びコンクリートから成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)を使用する工事、または、特定建設資材(コンクリート、鉄及びコンクリートから成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材)からなる廃棄物を排出する工事で、以下の規模の工事

- 1 建築物の解体 80m²以上
- 2 建築物の新築・増築 500m²以上
- 3 建築物の修繕・模様替(リフォーム等) 請負金額1億円以上
- 4 その他の工作物に関する工事(土木工事等) 請負金額500万円以上